

令和8年度農業スタートアップ支援事業 研修生募集要領

公益財団法人香川県農地機構では、新規就農者を育成するため、施設園芸品目で就農を目指す方に、生産技術や農業経営等の講義や就農支援施設（園芸用ハウス）における実地研修の実施から就農支援施設をそのまま使用した就農（リース契約）までを、一体的に支援いたします。

また、研修期間中はもとより就農後も、新規就農者の里親や関係機関で構成するサポートチームによる、就農準備・就農後の定着・経営発展に向けた支援が受けられます。

1 研修期間

令和8年7月～令和9年12月

※ただし、都合により研修期間が変更となる場合もある。

2 資格要件

- (1) 日本国籍を有し性別は問わない。研修開始日における満年齢が18歳以上、就農開始時に50歳未満であること。
- (2) 応募の際、香川県外在住の方は、研修開始時に香川県に住民登録ができること。
- (3) 研修終了後は、就農支援施設のリース契約により農業経営を開始し、10年以上農業に従事できる者。地域農業の担い手として農業を営む志がある者。
- (4) 本事業における研修は、単なる体験農業ではなく、生業としての農業経営を目指し、農業技術や農業経営力等を身につけるための研修制度であることを十分理解し、農業研修、就農について家族の同意を得ていること。
- (5) 普通運転免許証を所持していること。
- (6) 新規就農のための自己資金として300万円程度が準備可能なこと。
- (7) 消費者金融からの借入が無いこと。
- (8) 研修中の事故による怪我等に備えて、研修開始までに傷害保険に加入すること。

3 研修内容

香川県木田郡三木町において「イチゴ」を基幹とした農業経営を開始するために必要な技術・知識等の習得。

具体的には、新規就農者の里親による実地研修、農業大学校における就農に必要な技術や知識の習得、その他農業経営に関する各種研修会、地域活動等。研修場所および研修スケジュールは、香川県農地機構により指定するものとする。

4 募集人員

1組（複数名の場合は夫婦または親族であること。）

5 研修および就農支援

- (1) 研修を開始するにあたり「新規就農者育成総合対策（就農準備資金）」の申請を行い、承認されれば支給を受けることができ、研修期間中の生活費等に充てることことができる。申請には手続きが必要なため、サポートチームにてサポートする。
- (2) 研修終了後の就農にあたり、研修で使用した就農支援施設をリース契約することで就農をサポートする。（施設の耐用年数経過後に就農者へ所有権を移転する。）
- (3) 就農計画の作成、農地斡旋、農業用機械・施設の導入、資金調達および居住地斡旋等についてサポートする。
- (4) 研修期間中における自身の生活に関する経費および研修中に必要とされる農大教材費、傷害保険料等については、研修生の負担とする。

6 研修の中止

農業研修に関する誓約書及び確認書に記載された事項に該当する場合や自己都合による研修中止となった場合、研修に係る実費相当分の支払いを求める場合がある。また、就農準備資金の返還を求められることもある。

7 申込方法

以下の書類に必要事項を記載・同封の上、下記の募集期間内に郵送または直接下記問い合わせ先まで申込むこと。

- ① 申込書【様式1】
- ② 履歴書【様式2】
- ③ 個人情報の同意書【様式3】

8 募集期間

令和8年5月20日（水）から令和8年6月10日（水）まで
※午後5時15分 香川県農地機構必着

9 選考審査

(1) 選考方法

関係機関および団体の選考委員による書類選考、面接審査を経て決定する。

(2) 面接

令和8年6月15日（月） ※面接時間については後日連絡する。

(3) 決定通知

選考結果を6月24日（水）までに郵送にて通知する。選考通知を受けた農業研修生は、速やかに契約書を提出し、農業研修契約書を締結することとする。

【問い合わせ先および書類提出先】

公益財団法人香川県農地機構

担当：森末

〒761-8078 香川県高松市仏生山町甲263番地1

TEL：087-816-3955

E-mail：k-nk@kagawa-nk.jp